外国人観光客を対象とした徴収金等に関する 海外事例調査について

外国人観光客を対象とした徴収金等に関する海外事例調査について

▶ 海外における外国人観光客を対象とした徴収金や二重価格等の事例を把握することを目的に以下の調査を実施。

項目	内容
✓ 業務名称	外国人観光客を対象とした徴収金・二重価格に関する海外事例調査業務
✓ 調査内容	外国人観光客の増加に伴い発生する課題への対応に向け、本府における新たな財源確保策の検討を目的に、海外における外国人観光客を対象とした徴収金や二重価格等の事例について調査を行う。
✓調査項目	○海外事例調査(8件 ※) 以下の項目を調査し、制度の実務的な概要・運用状況に加え、法的な位置づけや租税条約に抵触しないか等の把握 【調査項目】 ・制度名称 ・制度概要(国・地域、税率、徴収方法、目的、対象者、使途、導入時期等) ・制度の運用状況(実態把握) ・制度の特徴 ・調査地における課題・対外的な評価(制度が異なることで生じる近隣自治体との問題含む) ・大阪府において当該制度を履行する場合の法的位置づけ ※米国渡航者のESTA申請及びブータン、ベネチア、バレンシア、バリ島の類似事例の調査は必須とする。
✓ 今後のスケジュール	令和6年7月~8月 入札手続・契約締結 令和6年9月~10月 調査実施 令和6年10月15日 調査報告書の提出